

社団法人日本超音波医学会認定超音波検査士認定試験施行規程

(平成3年 3月 8日制定)

(平成5年 6月11日改正)

(平成8年12月13日改正)

(平成10年 7月 1日改正)

(平成14年 4月27日改正)

(目的)

第1条 社団法人日本超音波医学会認定超音波検査士制度(以下「検査士制度」という。)規則第5条に基づき、検査士制度の認定試験はこの規程により施行する。

(定義)

第2条 この規程において「本委員会」とは、社団法人日本超音波医学会超音波検査士制度委員会をいい、「委員長」とは、本委員会の委員長をいう。

2 この規程において「検査士」とは、社団法人日本超音波医学会認定超音波検査士をいう。

3 この規程において「専門医」とは、社団法人日本超音波医学会認定超音波専門医をいう。

(受験資格)

第3条 認定試験を受験する資格のあるものは、検査士制度規則第6条の条件を満たす者とする。

(申請)

第4条 検査士の認定試験を受けようとする者は、会誌に公示する期日中に、下記の書類を理事長に提出しなければならない。

一 超音波検査士認定試験受験申込書

二 超音波検査士認定試験個人票及び受験票

三 日本超音波検査学会の会員歴が受験資格に必要な者は、同会の発行する証明書

四 超音波検査実績及び同証明書

五 専門医による推薦状

六 看護師免許証(写)、准看護師免許証(写)、臨床検査技師免許証(写)又は診療放射線技師免許証

(写)

ただし、第1号、第2号、第4号、及び第5号は、所定の様式に従うこと。

第5条 受験者は、受験料として20,000円を納付しなければならない。

2 既納の受験料は、いかなる理由があっても、返却しない。

(試験委員)

第6条 委員長は、認定試験を行うに当たり、試験委員会を組織し、これを統括する。

第7条 試験委員は、委員長が推薦し、理事長が委嘱する。

第8条 試験委員は、氏名を公開しない。

第9条 試験委員会は、認定試験を実施し、可否の判定を行い、結果を本委員会に報告する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、本委員会の発議により規約担当理事の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成3年3月8日から施行する。

附 則

1 この規程の改正は、平成5年6月11日から施行する。

2 平成6年(第9回)に受験する者については、本学会認定超音波検査士制度規則第6条第3号の規定にかかわらず、受験を希望する臨床領域で超音波検査150例以上の経験、又は平成5年12月31日までに超音波検査3年以上の臨床経験をのいずれかを有することを受験の条件とし、本規程第4条第4号の規定にかかわらず、前者にあつては超音波検査実績及び同証明書を、後者にあつては臨床経験証明書をそれぞれ所定の様式により提出するものとする。

- 3 日本超音波検査学会は、平成7年4月1日付で日本超音波医学検査研究会から名称変更された。
この規程の改正は、平成8年12月13日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成14年4月27日から施行し、平成14年3月1日より適用する。